

## イギリスと竹島問題

日本安全保障戦略研究所研究員・島根県竹島問題研究顧問・第4期島根県竹島問題研究会委員

藤井 賢二

(この資料の複写や無断利用を厳禁します。)

### I. 竹島問題に関するロンドン調査

大英図書館(British Library)所蔵の1910年の日英博覧会の公式カタログ(別紙)

Japanese Palace of Natural Resources の項目のうち Fishery, Japanese に次の記述  
Furs of Marine Animals. TAKESHIMA GYORYO GOSHI-KWAISYA. Saigo-machi,  
Suki-gun, SHIMANE-KEN.

- 一 『日英博覧會受賞人名録』(農商務省日英博覧會事務局 1910年9月)に「毛皮」での銀賞受賞者として『島根 竹島漁獵合資會社』とある。

イギリス国立公文書館(The National Archives United Kingdom)収集資料の成果

- ・『平成29年度 内閣官房委託調査 竹島に関する資料の委託調査報告書』(2018年3月)
- ・「対日講和条約と竹島—英国国立公文書館所蔵資料の検討—」(『島嶼研究ジャーナル』8-2 2019年3月)

### II. イギリス国立公文書館の竹島関連問題資料について

#### ①江戸時代に描かれた英国海軍のスケッチ(素描画)(平成29年度報告書42~45頁)

「リアンクール岩・日本海(Liancourt Rocks - Japan Sea)」が佐渡島と同じ用紙に描かれ、日本の地域が描かれた4枚の用紙とともに保存されていた。なお、鬱陵島の素描画は朝鮮の地域が描かれたスケッチ群の中にあつた。

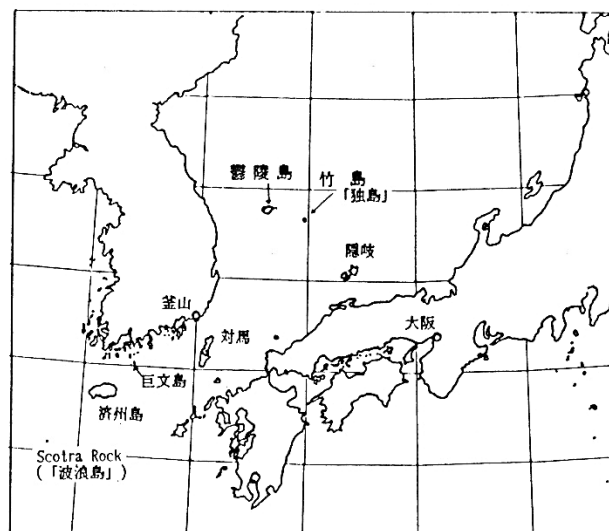
一 日本海軍省水路部が作成した水路誌で竹島が「朝鮮東岸」に含まれていることを領有の根拠として韓国が主張したことがある(第1・2回口上書)。

#### ②在東京英国大使館が、竹島は間違いなく日本領であるとの見方を英国外務省に報告 1953年7月15日付の報告(平成29年度報告書36~38頁)

「仮に、仲介が必要であるならば、我々は、もちろん、双方にそれぞれの立場の提示を求めるべきであろう。しかし、さしあたって考えるに、我々が共同署名国となっている平和条約第2条において、竹島は間違いなく日本の領土の一部を形成しているということである。」

【平和条約第2条】日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟洲島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

Japan recognizing the independence of Korea, renounces all right, title and claim to Korea, including the islands of Quelpart, Port Hamilton and Dagelet.



→「講和条約に独島が直接的に明示されることはなかったものの、日本から分離される韓国の領土に独島は当然含まれていたと見るべきである。独島よりさらに大きな無数の韓国の島々もひとつひとつが示されていない。韓国のすべての島を条約の中で挙げることは不可能であったためである。」

(『日本人が知らない独島の 10 の真実』東北アジア歴史財団)

### Ⅲ. サンフランシスコ平和条約とイギリス

(塚本孝「平和条約と竹島(再論)」(国立国会図書館調査立法考査局編刊『レファレンス』518 1994年3月)に多くを依っている(1頁の図も同様)。)

#### 1. 講和条約作成過程での竹島の取扱い(米国の動き)

##### ①1947年3月20日付米国草案(日本は竹島を放棄)

第1章「領土条項」第1条で日本の領土範囲に竹島を含まず。

第1章第4条で日本が放棄する朝鮮に、済州島・巨文島・鬱陵島とともに竹島含む。

##### ②1949年12月29日付米国草案(竹島は日本が保持する島に)

第2章「領土条項」第3条の日本が保持する島々に竹島が加えられる。

第2章第6条の日本が放棄する朝鮮の島嶼は済州島・巨文島・鬱陵島で竹島が削除される。

##### ③1950年4月、ダレス(John Foster Dulles)上院議員が国務長官顧問として任命される。以降、各国に意見を求めて調整。

##### ④1950年8月7日付米国草案(以前に比べて簡潔なものが作成され、日本の保持・放棄する島の列挙や付属地図の表示がなくなる。)

第4章「領土」第4条は日本の朝鮮独立承認のみで放棄する島の規定なし。

##### ⑤1951年3月23日付米国草案

第2章「主権」第2条「連合国は、日本およびその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。」The Allied Powers recognize the full sovereignty of the Japanese people over Japan and its territorial waters

第3章「領域」第3条「日本は朝鮮、台湾及び澎湖諸島に関するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」Japan renounces all rights, titles and claims to Korea, Formosa and the Pescadores

#### 2. 講和条約作成過程での竹島の取扱い(英国草案と1951年4～5月の米英協議)

##### ①1947年8～9月の英連邦キャンベラ会議。対日講和条約の方針を討議。英国の領土条項に関する方針

「(a) 日本に近接する水域にある多くの島嶼は明らかに日本の主権下に残されねばならない」、「(b) 北海道と樺太、北海道と千島列島、そして Japan Proper と朝鮮の間にある多くの島嶼は、その処分に関していくつかの紛争が予想される」。よって「日本に近接するどの島嶼も主権についての紛争が残ることにならないよう、この条項は非常に慎重な原案作りが不可欠である。」

##### ②1951年4月7日付英国草案(竹島を日本領から除外)

第1部「領域条項」第1条で日本の主権が存続する範囲を線で囲むもので竹島をその範囲の外に置く。「北緯30度から北西方向へおおそ北緯33度東経128度に至り、北に進んで済州島と福江島の間を通り、北東方向に向かって朝鮮と対馬の間を通り、引き続き同方向に、隠岐列島を南東に竹島を北西にみて進み、本州の海岸線

に沿ってカーブ」。

→鄭秉峻は米国国立公文書館(NARA)で発見したという地図を附図として示して評価(『独島 1947—戦後独島問題と韓米日関係』(トルペグ 2010年8月))

—「この地図が最終平和条約の公式的領土規定として採択されなかったといえども、独島問題に関する限り韓国の領有権を再確認したという意味を明らかにしたものだ。」

—ポツダム宣言で履行すべしとされたカイロ宣言(日本国ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本国ノ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セラルヘシ)

### ③米英協議(1951年4月25日～5月4日)

5月2日の米英協議第7回会合(平成29年度報告書33～35頁)

「双方の代表団は日本が主権を放棄する領域だけを挙げる方がよい旨合意した。

→英国は日本の主権が存続する範囲を規定する条文がない米国草案第2条に同意。

「この関係で、合衆国草案第3条は、三つの島、すなわち済州島、巨文島および鬱陵島の挿入が必要であろう。」

→英国が日本と朝鮮の間にある島嶼の帰属を明確に示すことを望み、米国はそれを受け容れて第3条に三つの島を追加。

→済州島・巨文島・鬱陵島が朝鮮領で竹島はそうではない。

→鄭秉峻は「サンフランシスコ平和条約で独島問題は会談全過程を通して論議・合意・決定されたことはない。またどの島を日本領から排除するかという点もサンフランシスコ平和条約で論議されたことはない」と主張(「サンフランシスコ平和条約と獨島」『獨島研究』18 2015年6月)

### ④1951年4月23日付の英国外務省作成の文書—米国草案に対する意見のまとめ

米国草案第2条について

英国草案のように、日本の主権が存続する範囲を線で囲む方式ではないため、済州島と竹島の主権をめぐる論争がおきる可能性がある」と指摘。一方で「英国草案もまた、これらの島嶼の日本からの分離が確立しているにもかかわらず、その処理が明確に述べられていないという批判にさらされるかもしれない」The United Kingdom draft might also be open to this charge in that their disposal is not specifically stated though their severance from Japan is established」と述べる。

←英国草案第1部「領域条項」第2条は「日本は、ここに、朝鮮に対する主権並びにすべての権利、権原及び利益に対する請求権を放棄する Japan hereby renounces any claim to sovereignty over, and all right, title and interest in Korea」であって、朝鮮の具体的な付属島嶼名を記していなかった。

—竹島を日本の領土から外したとしても、反射的にそれが朝鮮の領土となるわけではない。

米国草案第3条について

i Korea is not defined to include Quelpart island, nor as including Utsuryo Shima or the Hornet islands (Miancourt rocks.) This may lead to difficulty since these islands' ownership may be disputed. If the United Kingdom draft Paragraph 1 is accepted Japanese sovereignty will be extinguished. Quelpart and Utsuryo were always regarded by the Japanese as part of Korea. ii If it is desirable to prevent future Korean

acquisition of the Hornet Islands which are uninhabited, they might be retained by Japan.

→ i 「済州島や、鬱陵島や竹島もまた朝鮮に含まれることがはっきりしていない。これは、これらの島々の領有が論争になるかもしれないため、困難をもたらすかもしれない。」

ii 「もし、竹島の韓国による取得を防ぐことが望ましいのならば、日本によって保持されるだろう。」 → 竹島を日本の領土として再考することもありうる。

⇒ ・簡略化された米国草案では日本に近接する島嶼をめぐる紛争がおきることを英国は懸念。

・一方で英国は、英国草案の日本の朝鮮放棄を規定した条文も放棄後の島嶼の帰属が明らかでないことに気付く。

・そこで英国は、対日講和条約で日本に残す領土を規定した条文がないことには同意したものの、日本と朝鮮の間にある島嶼の帰属を明確にすることを望む。

←米国に対して「英国は、日本と朝鮮の間にある島嶼が明確な表現で処遇されることが望ましいと述べた **British mentioned desirability of disposing of islands between Japan and Korea by specific mention**」(NARA の記録)

### 3. サンフランシスコ平和条約の領土条項の確立

#### ①1951年5月3日付米英共同草案

第2章「領域」第2条「日本は、朝鮮（済州島、巨文島および鬱陵島を含む。）に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する Japan renounces all right, title and claims to Korea (including Quelpart, Port Hamilton and Dagelet)」

#### ②サンフランシスコ平和条約

第2章「領域」第2条(a)「日本は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する Japan, recognizing the independence of Korea, renounces all right, title and claim to Korea, including the islands of Quelpart, Port Hamilton and Dagelet.」

⇒対日講和条約では日本に近接する島嶼の帰属を明確にして紛争の発生を防ぐという英国の方針は、竹島は朝鮮の領土には含まれないことを明らかにさせた。

第1章「平和」第1条(b)「連合国は、日本及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する The Allied Powers recognize the full sovereignty of the Japanese people over Japan and its territorial waters.」

⇒竹島は米英協議を経て日本領に残された。それは1951年8月10日付で米国政府が韓国政府に送った書簡（「ラスク書簡」）で確認される。

…「草案第二条 a を、日本が「朝鮮並びに済州島、巨文島及び鬱陵島、ドク島及びパラン島を含む日本による朝鮮併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を、1945年8月9日に放棄したことを確認する」と改訂するという韓国政府の要望に関しては、合衆国政府は、遺憾ながら当該提案にかかる修正に賛同することができません。(略) ドク島すなわち竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことは決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にあります。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われません。」